

意見書第 3 号

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

平成21年6月24日

草津市議会議長

中島 一廣 様

提出者
草津市議会議員

清水 正樹

村田 進

奥村 恭弘

藤井 三恵子

西村 隆行

堀 義明

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（案）

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ。この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びである。

しかし核兵器は未だに世界に約2万1千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない。2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有5カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発に繋がるウランを濃縮・拡大するイラン、5月25日、国連決議や6カ国協議による共同声明、さらには日朝平壤宣言に反して2回目の核実験を強行した北朝鮮の動向などは、核不拡散体制を大きく揺るがしている。

去る4月5日、オバマ大統領がプラハで行った演説において、アメリカ大統領として史上初めて核兵器の廃絶に言及し、ヒロシマ・ナガサキへの核兵器使用が人類的道義にかかわる問題であることを認め、核兵器の廃絶にむけて世界の諸国民に協力を呼びかけた。

このオバマ大統領の呼びかけを契機に、核兵器の廃絶へむけた取り組みへの機運が大きく広がりつつある。

よって、国においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれることを要請する。

記

1. 政府は、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶をめざす「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。
2. 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることを考慮し、暫時、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。とくに、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。
3. 核拡散防止条約（NPT）の遵守および加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月24日

滋賀県草津市議会議長

中島 一廣

内閣総理大臣
外務大臣
衆議院議長
参議院議長



あて